

熊本県土地利用審査会について

土地利用審査会の法的位置付け.....	1
国土利用計画法（抜粋）.....	2
熊本県土地利用審査会条例.....	3
熊本県土地利用審査会運営規程.....	4
熊本県土地利用審査会の情報公開について.....	5
審議会等の会議の公開に関する指針.....	6
熊本県土地利用審査会傍聴要領.....	8

土地利用審査会の法的位置付け

土地利用審査会は、国土利用計画法（以下「法」という。）第39条第1項の規定により都道府県に設置され、その主な内容は次のとおり。

1 審査会の所掌事務

- (1) 規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少が相当であることの確認
(法第12条第6項、第13項、第15項)
- (2) 規制区域における土地取引について許可基準の特定の要件に該当するものとして知事が許可する場合に意見の申出
(法第16条第2項)
- (3) 土地取引の不許可処分等に関する審査請求に対する審理及び裁決
(法第20条第1項～第3項)
- (4) 土地取引の届出に対して知事が勧告をする場合に意見の申出
(法第24条第1項、法第27条の5第1項、法第27条の8第1項)
- (5) 注視区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少をする場合に意見の申出
(法第27条の3第2項、第4項、第5項)
- (6) 監視区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少をする場合に意見の申出
(法第27条の6第2項、第4項、第5項、法第27条の7第4項)
- (7) 遊休土地の利用又は処分に関する計画について知事が勧告する場合に意見聴取に対する意見の申出
(法第31条第1項)

2 審査会の組織及び任期

- (1) 委員5人以上で組織する。
(法第39条第3項)
- (2) 委員の任命に当たっては県議会の同意を要する。
(法第39条第4項)
- (3) 委員の任期は3年。
(熊本県土地利用審査会条例第2条第1項)

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）【抜粋】

（土地利用審査会）

第39条 都道府県に、土地利用審査会を置く。

2 土地利用審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 土地利用審査会は、委員五人以上で組織する。

4 委員は、土地利用、地価その他の土地に関する事項について優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事が、都道府県の議会の同意を得て、任命する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

（1）破産者で復権を得ない者

（2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

6 都道府県知事は、委員が前項各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

7 都道府県知事は、委員が次の各号の一に該当するときは、都道府県の議会の同意を得て、その委員を解任することができる。

（1）心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

（2）職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。

8 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある事件については、議事に加わることができない。

9 土地利用審査会は、第12条第6項、同条第13項（同条第15項において準用する場合を含む。）、第16条第2項、第24条第1項、第27条の3第2項（同条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第27条の5第1項、第27条の6第2項（同条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）及び第27条の7第4項において準用する場合を含む。）、第27条の8第1項又は第31条第1項の規定に係る所掌事務を処理するときは、関係市町村長の出席を求め、その意見を聴かなければならない。

10 第3項から前項までに定めるもののほか、土地利用審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

熊本県土地利用審査会条例（昭和49年熊本県条例第58号）

（趣旨）

第1条 この条例は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下「法」という。）第39条第10項の規定に基づき、熊本県土地利用審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（委員の任期）

第2条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第3条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 審査会は、会長が招集する。

2 会長は、審査会の議長となる。

3 審査会は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）及び3人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の規定にかかわらず、法第12条第6項及び第13項（第15項で準用する場合を含む。）に規定する確認の議決は、委員の総数の過半数をもって決する。

（庶務）

第5条 審査会の庶務は、企画振興部において処理する。

（雑則）

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

熊本県土地利用審査会運営規程

(趣旨)

第1条 この規定は、熊本県土地利用審査会条例(昭和49年熊本県条例第58号)第6条の規定に基づき、熊本県土地利用審査会(以下「審査会」という。)の会議その他の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の通知)

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所、議案等を委員に通知しなければならない。

(委員の欠席通知)

第3条 委員は、病気その他の事由により会議に出席することができないときは、あらかじめその旨を会長に通知しなければならない。

(委員以外の出席)

第4条 会長は、審査会の事務を処理するため、必要と認めるときは、委員以外の者を会議等に出席させ、説明をさせ、又は意見を述べさせることができる。

2 前項の場合において、法第39条第9項の規定により関係市町村長の出席を求める場合には、会長がこれを行う。

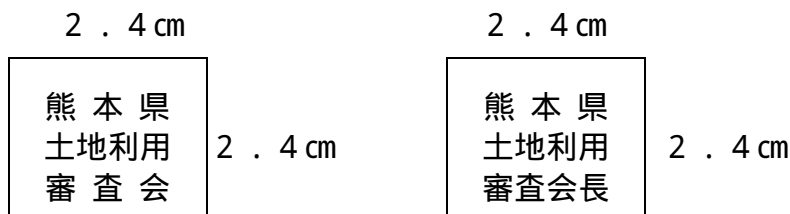
(議事録)

第5条 会長は、会議を開催したときは、議事録を作成しなければならない。

2 前項の場合において特に必要があると認めるときは、会長は、議事録に出席委員の署名押印を求めることができる。

(公印)

第6条 審査会が使用する公印は、次のとおりとする。



付 則

この規定は、昭和50年2月21日から施行する。

付 則

この規定は、平成8年12月11日から施行する。

熊本県土地利用審査会の情報公開について

第 100 回熊本県土地利用審査会(平成 12 年 3 月 23 日開催)において決定

「審議会等の会議の公開に関する指針」の「第 3 公開の基準」に基づき、熊本県情報公開条例第 7 条各号（不開示情報）に該当する事項について審議する際の公開・非公開について審議が行われ、次のとおり決定された。

1 土地利用審査会において審議する事項

- 事項 規制区域の指定又は解除に当たっての意見具申
- 事項 規制区域において知事が許可する場合の意見具申
- 事項 土地取引の不許可処分等に関する審査請求に対する審理及び裁決
- 事項 土地取引の届出に対して知事が勧告する場合の意見具申
- 事項 注視区域・監視区域の指定又は解除に当たっての意見具申
- 事項 遊休土地の利用・処分に関する計画について知事が勧告する場合の意見具申

2 会議の公開（傍聴）の適否

【非公開の理由】

「許可」及び「勧告」についての審議（事項、事項及び事項）は、特定の個人情報審査の対象となるため公開できない。

【公開の理由】

- 1 事項及び事項は特定の個人情報を含まないため公開が可能である。
- 2 事項は国土利用計画法第 20 条により公開が定められている。

3 結論 …… 一部非公開

(1) 非公開事項

- 事項 規制区域において知事が許可する場合の意見具申
- 事項 土地取引の届出に対して知事が勧告する場合の意見具申
- 事項 遊休土地の利用・処分に関する計画について知事が勧告する場合の意見具申

(2) 公開事項

- 事項 規制区域の指定又は解除に当たっての意見具申
- 事項 土地取引の不許可処分等に関する審査請求に対する審理及び裁決
- 事項 注視区域・監視区域の指定又は解除に当たっての意見具申

審議会等の会議の公開に関する指針

平成10年12月11日熊本県知事決定

改正平成13年3月30日

第1 目的

この指針は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。)第32条に基づき、審議会等の会議の公開に関する基本方針を定めることにより、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政の推進に資することを目的とする。

第2 審議会等

この指針において「審議会等」とは、知事の附属機関及びこれに類するものをいう。

第3 公開の基準

審議会等は、原則として会議を公開する。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

- ア. 条例第7条各号に規定する不開示情報に該当する事項について審議等を行うとき。
- イ. 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

第4 公開・非公開の決定

ア. 審議会等は、第3に定める公開の基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

なお、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、審議会等は、会議を非公開とすることができるものとする。

イ. 審議会等は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて、会議を公開するよう努めるものとする。

第5 公開の方法

ア. 審議会等は、会議を公開するときは、県民の傍聴のために、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

また、審議会等の長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。

イ. 審議会等は、会議の終了後において会議資料及び会議録等を閲覧に供するよう努めるものとする。

第6 会議開催の周知

審議会等は、公開の会議を開催するに当たっては、当該会議の開催日の1週間前までに、次の事項を熊本県公報に登載するとともに、報道機関へその情報を提供するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められるときは、この限りでない。

開催日時

場所

議題

傍聴者の定員

傍聴手続

問い合わせ先

その他必要な事項

第7 その他

(1) 知事は、審議会等の名称、審議事項等に関する資料を作成し、県民の利用に供するものとする。

(2) 知事は、毎年1回、各審議会等について、この指針の運用状況をとりまとめ、公表するものとする。

(3) この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(4) この指針は、平成11年4月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。ただし、会議の公開・非公開の決定に関する部分の規定は、平成11年1月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。

熊本県土地利用審査会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) 会議において、飲食喫煙などをしないこと。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音などをしないこと。
- (4) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことをしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。ご不明な点は、係員にお尋ねください。
- (2) 傍聴される方が、以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なお従われない場合は、退場していただく場合があります。
- (3) 会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合及び緊急に公開になじまない事項を審議する必要性が生じた場合は、会議を途中で非公開とすることがあります。